

最 上 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針  
本 文 新 旧 対 照 表

令和 8 年 4 月 2 4 日

国土交通省 水管理・国土保全局

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	最上川水系 変更理由
1	<p data-bbox="488 395 869 426">最上川水系河川整備基本方針</p> <p data-bbox="577 1023 779 1053">平成 11 年 12 月</p> <p data-bbox="459 1118 898 1149">国土交通省 水管理・国土保全局</p>	<p data-bbox="1317 395 1697 426">最上川水系河川整備基本方針</p> <p data-bbox="1451 443 1563 474">（変更案）</p> <p data-bbox="1420 1023 1592 1053">令和 年 月</p> <p data-bbox="1288 1118 1727 1149">国土交通省 水管理・国土保全局</p>	

	最上川水系河川整備基本方針（平成11年12月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
2	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・1            (1) 流域及び河川の概要・・・1            (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・3</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項・・・6            (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項・・・6            (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項・・・6            (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項・・・7            (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項・・・7</p> <p>(参考図) 最上川水系図 <span style="float: right;">巻末</span></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針            (1) 流域及び河川の概要            (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針  <b>ア災害の発生の防止又は軽減</b>  <b>イ河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</b>  <b>ウ河川環境の整備と保全</b></p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項            (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項            (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項            (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項            (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>(参考図) 最上川水系図 <span style="float: right;">巻末</span></p>	

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	<p>最上川は、その源を山形・福島県境の西吾妻山（標高 2,035m）に発し、置賜白川、須川、寒河江川等の支川を合わせ、さらに内陸地方の米沢、山形の各盆地を北上し、新庄市付近で流向を西に変え、鮭川等の支川を合わせ、最上溪谷を通過して広大な庄内平野を経て、酒田市において日本海に注ぐ、幹川流路延長 229km、流域面積 7,040 km<sup>2</sup> 一級河川である。</p>	<p>最上川は、その源を山形・福島県境の西吾妻山（標高 2,035m）に発し、置賜白川、須川、寒河江川等の支川を合わせ、内陸地方の米沢、山形の各盆地を北上し、新庄市付近で流向を西に変え、鮭川等の支川を合わせ、最上溪谷を通過して広大な庄内平野を経て、酒田市において日本海に注ぐ、幹川流路延長 229km、流域面積 7,040km<sup>2</sup> の一級河川である。</p>	<p>・ルビの追加</p>
5	<p>その流域は、山形県の約 8 割を占めており、内陸及び庄内地方における社会・経済・文化の基盤を成すとともに、自然環境に優れており、山形県の「母なる川」として深く県民に認識されていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は、極めて大きい。</p> <p>最上川は、内陸部に広がる水田地帯を悠々と流れ、豊かな自然環境と良好な河川景観を有している。</p>	<p>その流域は、山形市、酒田市など 13 市 17 町 3 村からなり、流域の関係市町村の人口は、昭和 55 年（1980 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると約 99 万人から約 88 万人に減少し、高齢化率は約 12%から約 33%に大きく変化している。</p> <p>流域内の土地利用は、令和 3 年（2021 年）では、森林等が約 75%、水田や畑地等の農地が約 20%、宅地等の市街地が約 5%となっている。</p> <p>流域には、山形新幹線、JR奥羽本線、JR羽越本線、JR陸羽西線、JR陸羽東線、JR米坂線、山形鉄道フラワー長井線、東北中央自動車道、日本海東北自動車道、国道 7 号、国道 13 号、国道 47 号、国道 112 号、山形空港など、東北の基幹ネットワークが整備され、交通の要衝となっている。また、流</p>	<p>・表現の適正化 ・人口、高齢化率、土地利用面積、交通を追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>域面積は山形県全体の約 8 割を占めており、内陸及び庄内地方における社会・経済の基盤を形成している。</p> <p>最上川は山形県の「母なる川」と呼ばれ、古くから流域の生活や文化を育んできた河川であり、現在に至るまで多くの県民に親しまれている。その周辺には、自然豊かで歴史ある良好な河川景観が維持されており、かつて盛んであった舟運の名残として船下りが受け継がれているほか、美しい河川景観を呈する各所が観光名所となっている。また、越冬期には多くの渡り鳥が河川や流域内の水田・湖沼へ飛来するなど、豊かな自然環境に恵まれている。</p> <p>このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p>	
6		<p>流域の地形は、東に奥羽山脈、西には出羽丘陵・越後山脈が連立し、南は飯豊山系・吾妻山系、北は神室山系に囲まれている。最上川の上中流部は、米沢・山形・新庄の盆地群とそれらの盆地を結ぶ河井山・荒砥・大淀・最上峡の各狭窄部が連なって構成され、下流部では最上川が形成した扇状地である庄内平野が広がっている。</p> <p>河川の勾配は、上流部は1/200～1/2,000、中流部は1/1,300～1/2,500、下流部は1/800～1/5,300となっており、荒砥狭窄部、五百川峡、大淀狭窄部の一部では河床に岩の露出が見</p>	<p>・地形、河床勾配を追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		られ、最上川のひとつの特徴となっている。	
7		<p>流域の地質は、新第三紀の凝灰岩類が大部分を占めており、奥羽山脈の西吾妻山・蔵王山系・船形山系は安山岩類が広く分布している。また、飯豊山・朝日山系・月山山系は花崗岩類より構成されている。さらに、中央部の内陸盆地は、第四紀の礫・砂・泥等の堆積物に覆われている。</p> <p>流域の気候は、四季の変化がはっきりしており、流域全体としては日本海岸式気候に属するものの、地域毎に気候特性が大きく異なることが特徴である。海岸域の庄内地方は暖流の影響により、温暖で降水量も少ないが、年間を通じて風が強く、特に冬期は北西の季節風が卓越している。一方で、内陸部は降水量が少なく気温較差が大きい盆地性気候が特徴である。</p> <p>年間降水量は、山地の影響により地域的な偏りが大きく、月山、鳥海山、飯豊山系・吾妻山系の山間部では年間約 2,500mm 以上の多雨域となっているが、山形盆地一帯は 1,500mm 以下となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質を追記</li> <li>・気候を追記</li> </ul>
8	源流から米沢盆地に至る上流部は、ブナを始めとする原生林が河畔に残り、瀬や淵が繰り返す豊かな河相には、イワナ・カジカ等清流に生息する魚種が多く、自然あふれる渓流域となっている。	最上川流域は磐梯朝日国立公園を始め9箇所が自然公園に指定されており、自然が織りなす優れた景観と環境を形成している。最上川の上流域は、米沢盆地から大淀狭窄部までの区間であり、上流部から米沢盆地、河井山狭窄部、長井盆地、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形的特徴を追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>米沢・山形盆地が広がる中流部は、川幅が広くなり、砂州を伴い蛇行している。また、広い高水敷の多くは、農耕地として利用され、その他の場所は豊かな植生で覆われている。その下流では、河岸段丘の底部を流れ、川幅が狭くなっており、所々で狭窄部になっている。特に最上峡は、周囲の滝や河床の露岩とミズナラ・コナラ等の周辺植生が創り出す雄大な景観で、芭蕉の句にも詠われるなど最上川を代表する峡谷景観を形成し、四季を通じた船下りの観光地としても名高い。</p>	<p>荒砥狭窄部、山形盆地、大淀狭窄部と、盆地と狭窄部が連続する中を蛇行しながら流下し、自然裸地や瀬・淵・ワンド・たまりなどの多様な河川環境を有している。水際に広がる水生植物帯はオオヨシキリ、自然裸地では絶滅危惧種のセグロセキレイやイカルチドリの生息・繁殖場として利用されている。水域では、瀬・淵がウグイ・イワナ・カジカ等や絶滅危惧種のカワヤツメ類、ワンド・たまりが絶滅危惧種のスナゴカマツカやヤリタナゴの生息・繁殖場となっている。</p> <p>最上川の中流域は、<sup>おぼなざわ</sup>尾花沢盆地から最上峡までの区間であり、周辺に河岸段丘を形成しながら底部を蛇行して流れ、狭窄部が多く川幅が狭くなっている。ヤナギ類・コナラ等の河畔林が発達し、最上川を代表する景観を形成している。高水敷に広がるヨシ原やオギ原等の水生植物帯はハタネズミの生息・繁殖場となっているほか、瀬・淵にはウグイ、絶滅危惧種のウケクチウグイの生息・繁殖場となっている。</p> <p>特に最上峡は、周囲の滝や河床の露岩とミズナラ・コナラ等の周辺植生が創り出す雄大な景観で、芭蕉の句にも詠われるなど最上川を代表する峡谷景観を形成し、四季を通じた船下りの観光地としても名高い。</p>	
9	<p>庄内平野を流れる下流部は、河床勾配が緩く、川幅も広くなっており、その高水敷には、ヨシ・オギ等が密生し、水辺</p>	<p>最上川の下流域は、庄内平野を流れ、河床勾配が緩く川幅も広がっている。高水敷にはヨシ・オギ等が密生してオオ</p>	<p>・表現の適正化 ・特徴的な種を</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	にはサギ・チドリ類等の夏鳥のほか冬鳥の飛来も多く、多様な鳥類相を呈している。	ヨシキリが、低水路の自然裸地ではチドリ類が生息・繁殖し、水域のワンド・たまりでは、絶滅危惧種のスナゴカマツカが生息・繁殖している。	追記
10	特に <small>りょううばし</small> 両羽橋付近に毎年飛来する数千羽のハクチョウは有名で、地域住民に親しまれている。	最上川の河口域は、高水敷にはヨシ原が広がり、オオヨシキリの生息・繁殖場となっているほか、ハクチョウ類やカモ類の集団越冬地となっており、特に <small>りょううばし</small> 両羽橋付近に毎年飛来する数千羽のハクチョウ類は有名で、地域住民に親しまれている。また、河口から 6k 付近までは汽水域となっており、ハゼ類等の汽水性魚類が生息している。	・河口域を追記
11		最上川の支川である鮭川は、山付き部を挟みながら流下し、下流部は湾曲して広い高水敷が形成されている。ヤナギ等の河畔林やオギ等の水生植物帯が分布し、オオヨシキリの生息場・繁殖場となっている。	・鮭川を追記
12		最上川の支川である須川は、流域に県都山形市を抱えており、蛇行部には瀬・淵や湿地環境が形成されている。草地ではアマサギ、水生植物帯ではオオヨシキリが生息・繁殖し、瀬・淵にはカジカが生息している。	・須川を追記
13		最上川本川や支川においては、特定外来生物として、植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、魚類ではオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、甲殻類ではアメリカザリガニ、両生類ではウシガエル、爬虫類ではミシ	・特定外来生物を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		シッピアカミミガメが継続的に確認されている。	
14	最上川の高水敷等には多くの民有地が存在するが、市街地周辺では運動広場・公園等が整備され、スポーツ・伝統行事等に利用されているほか、特に秋の風物詩として芋煮会のシーズンには、地域の交流の場として賑わいを見せる。また、筏下り等の水面利用も盛んである。		・ 32 へ移動
15	最上川の水質は概ね良好であり、BOD による環境基準値を上流の一部を除きほぼ達成している。		・ 31 へ移動
16	<p>最上川水系は古くから水害が発生しており、戦前の主な洪水には大正 2 年 8 月の台風による大洪水、昭和 19 年 7 月の梅雨前線による大洪水がある。戦後の洪水としては昭和 42 年 8 月の羽越豪雨があり、低気圧性の大雨で飯豊山系を中心に未曾有の集中豪雨となり、上流域で甚大な被害をもたらした。激甚災害に指定された。また、昭和 44 年 8 月の前線により、<small>がっさん</small>月山から中流部にかけて大雨となり、中下流域では河川の水位が上昇し各地で氾濫した。特に主要国道が不通となり、内陸と庄内が一時全く分断された。</p> <p>最上川水系の治水事業については、下流部は、直轄事業として大正 6 年に清川地点<small>きよかわ</small>の計画高水流量を 6,100m<sup>3</sup>/sec、支川赤川<small>あかがわ</small>の鶴岡地点<small>つるおか</small>の計画高水流量を 2,500 m<sup>3</sup>/sec とし、清川から河口及び赤川の高水工事に着手したが、大正 10 年</p>	<p>最上川水系の治水事業は、大正 2 年（1913 年）8 月の台風による大洪水を契機として、大正 6 年（1917 年）に下流部の清川地点<small>きよかわ</small>の計画高水流量を 6,100m<sup>3</sup>/s、支川赤川<small>あかがわ</small>の鶴岡地点<small>つるおか</small>の計画高水流量を 2,500m<sup>3</sup>/s とする計画を策定し、直轄事業として清川から河口及び赤川の高水工事に着手した。また、大正 10 年（1921 年）に計画を改定して支川赤川を分離する赤川放水路に着手し、昭和 11 年（1936 年）に通水した。その後、昭和 19 年（1944 年）7 月の梅雨前線による大洪水を踏まえ、昭和 24 年（1949 年）に最上川の清川地点における計画高水流量を 7,000m<sup>3</sup>/s と改定した。上流部では、昭和 8 年（1933 年）に大石田<small>おおいしだ</small>における計画高水流量を 5,200m<sup>3</sup>/s として改修工事に着手し、主として米沢市、長井市、村山市等<small>むらやまし</small>の主要都市周辺から工事を開始した。中流域では、昭和 32 年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西暦の追記</li> <li>・ 単位の修正</li> <li>・ 表現の適正化</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>に計画を改定して支川赤川を分離する赤川放水路に着手し、昭和 11 年に通水した。その後、昭和 24 年に最上川の清川地点における計画高水流量を 7,000 m<sup>3</sup>/sec と改定した。上流部では、昭和 8 年に大石田<sup>おおしだ</sup>における計画高水流量を 5,200 m<sup>3</sup>/sec とし、直轄改修に着手し、主として米沢市、長井市、<sup>ながい</sup>村山市等の主要都市周辺から工事を開始した。中流部では、昭和 32 年より改修工事に着手し、その後、ダム計画を含め中流部を一体とした流量の検討を行った結果、下野地点<sup>しも</sup>における計画高水流量を 4,800 m<sup>3</sup>/sec に改定した。</p>	<p>(1957 年)より改修工事に着手し、その後、ダム計画を含め中流域<sup>したの</sup>を一体とした流量の検討を行った結果、昭和 38 年(1963 年)に下野地点における計画高水流量を 4,800m<sup>3</sup>/s に改定した。</p>	
17	<p>しかしながら、昭和 42 年 8 月、昭和 44 年 8 月と大出水が相次いだこと及び河川流域の開発状況等にかんがみ、昭和 49 年に基準地点両羽橋において基本高水のピーク流量 9,000 m<sup>3</sup>/sec とし、これをダム群及び遊水地により 1,000 m<sup>3</sup>/sec 調節し、計画高水流量を 8,000 m<sup>3</sup>/sec とする計画とした。</p>	<p>しかしながら、昭和 42 年(1967 年)8 月の羽越水害、昭和 44 年(1969 年)8 月と大出水が相次いだこと及び河川流域の開発状況等に鑑み、昭和 49 年(1974 年)に基準地点両羽橋において基本高水のピーク流量を 9,000m<sup>3</sup>/s とし、これをダム群及び遊水地により 1,000m<sup>3</sup>/s 調節し、計画高水流量を 8,000m<sup>3</sup>/s とする工事実施基本計画を策定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦の追記</li> <li>・単位の修正</li> <li>・表現の適正化</li> </ul>
18		<p>その後、平成 9 年(1997 年)の河川法改正に伴い、最上川水系河川整備基本方針を平成 11 年(1999 年)12 月に策定し、最上川の基準地点両羽橋における基本高水のピーク流量を 9,000m<sup>3</sup>/s とし、流域内の洪水調節施設により 1,000m<sup>3</sup>/s を調節し、計画高水流量を 8,000m<sup>3</sup>/s とする計画とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針策定後の経緯を追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		また、平成 14 年（2002 年）11 月には、当面 30 年間での河川整備の計画として最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定し、村山及び置賜地域で戦後に発生した最大規模の洪水である昭和 42 年（1967 年）8 月洪水（羽越水害）と、最上地域及び庄内地域で戦後に発生した最大規模の洪水である昭和 44 年（1969 年）8 月洪水の二つの洪水と同等規模の洪水が再び発生した場合に想定される住家への氾濫被害を防ぐとともに、農耕地については平成 9 年（1997 年）6 月洪水と同等規模の洪水による冠水を極力軽減させることを整備目標とし、堤防整備や河道掘削等を進めてきた。	
19		さらに、河川整備計画策定より 15 年が経過し、社会情勢の変化・法律改正及び新たに出された答申等を踏まえ、平成 30 年（2018 年）1 月に河川整備計画を変更している。	・整備計画変更について追記
20		近年においては、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）の発生を受け、平成 27 年（2015 年）12 月に策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）6 月に最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会、最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会、最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、県、市町村等が連携・協力して、減災のため	・減災対策協議会を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>の目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。</p>	
21		<p>その後も、最上川流域では、令和元年東日本台風（台風第 19 号）（2019 年）により、関沢雨量観測所で総雨量が 347mm に達するなど記録的な大雨となり、西大塚水位観測所など 3 水位観測所において、観測史上最高の水位を記録した。また、令和 2 年（2020 年）7 月洪水では、湯殿山雨量観測所で総雨量が 280mm に達するなど中流・上流域で記録的な大雨となり、下野水位観測所など 4 水位観測所で計画高水位を超過し、観測史上最高の水位を更新した。この洪水により最上川の 7 箇所では越水・溢水が発生し甚大な被害が生じたことから、国、県、沿川市町村等が連携し、河道掘削、堤防整備、分水路整備、遊水地改良等を集中的に実施する他、雪対策と連携した高床化、水田貯留などの対策を組み合わせた最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトを策定した。</p>	<p>・最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトについて追記</p>
22		<p>令和 4 年（2022 年）8 月洪水では、深沢雨量観測所で 24 時間雨量が 418mm に達するなど上流域で記録的な大雨となり、小出水位観測所など 3 水位観測所で観測史上最高の水位を更新し、沿川約 8km にわたって計画高水位を超過した。この洪水により最上川の 13 箇所では越水・溢水が発生し甚大な被害が生じたことから、国、県、沿川市町村等が連携し、河道掘</p>	<p>・最上川上流（置賜地区）緊急治水対策プロジェクトについて追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		削等を集中的に実施する最上川上流（置賜地区）緊急治水対策プロジェクトを策定した。	
23		令和 6 年（2024 年）7 月洪水では、坂本雨量観測所 <sup>さかもと</sup> で累加雨量が 394mm に達するなど下流・中流域で記録的な大雨となり、両羽橋水位観測所など 12 水位観測所で観測史上最高の水位を更新したほか、沿川約 60km にわたって計画高水位を超過した。この洪水により最上川の 3 箇所 <sup>さかもと</sup> で越水が発生するなど甚大な被害が生じたことから、国、県、沿川市町村等が連携し、河川整備及び災害復旧等を集中的に実施するとともに、あらゆる関係者が連携し対策を推進する最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクトを策定した。	・最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクトについて追記
24		さらに、近年の気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するため、治水対策の抜本的な強化として、「最上川水系流域治水協議会」において令和 3 年（2021 年）3 月に「最上川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表した。 これを踏まえ、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、水害リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫、水田や農業用ダム・ため池等の農地・農業水利施設の活用などによる流域の保水・貯留・遊水機能の向上、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化	・最上川水系流域治水協議会、最上川水系流域治水プロジェクトについて追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		を図る取組等を組み合わせ、流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していくこととしている。また、令和 6 年（2024 年）3 月には、当面の目標とする治水安全度を、気候変動を踏まえた降雨量の増大に対応すべく「最上川水系流域治水プロジェクト 2.0」を公表した。	
25		<p>流域治水の具体の取組として、最上川水系<small>いしこざわがわ</small>石子沢川及び<small>しんぼりがわ</small>新堀川を令和 6 年（2024 年）3 月に特定都市河川に指定した。また、流域のあらゆる関係者が連携した総合的且つ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るため、「石子沢川流域水害対策協議会」を設立し、令和 7 年（2025 年）3 月に石子沢川流域水害対策計画を策定し、命と暮らしを守る流域治水の取組を推進している。</p> <p>また、山形市では令和 3 年（2021 年）3 月に立地適正化計画を策定し、災害リスクの高い範囲を居住誘導区域から除外するなど、災害リスクを回避する取組を進めている。</p> <p>さらに、令和 6 年（2024 年）7 月からの大雨により浸水被害が発生した戸沢村蔵岡地区では、事業主体である<small>とざわ</small>戸沢村により防災集団移転促進事業を活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組んでいる。</p>	・流域治水プロジェクトを追記（特定都市河川指定、まちづくり）
26		併せて、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年（2020 年）5 月に最上川水系治水協定が締結され、	・流域治水プロジェクトを追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		流域内にある 25 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、水害発生防止に取り組んでいる。	（ダム事前放流）
27		なお、流域治水プロジェクトを進めるにあたっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくりの取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。	・流域治水プロジェクトを追記
28	一方、秋田県西部・山形県西北部は、地震予知連絡会により昭和 53 年に特定観測地域として指定されるとともに、秋田県・山形県西方沖には、地震空白域が存在することが専門家により指摘されている。		・2008 年 2 月に地域指定が解除されたため削除
29		最上川流域における砂防事業については、大正 5 年（1916 年）から脆弱な地質で土砂生産が活発な月山・葉山山系等において山形県が山腹工などを実施してきた。特に荒廃が著しい支川立谷沢川流域では昭和 12 年（1937 年）から国の直轄砂防事業に着手し、以来、昭和 22 年（1947 年）から銅山川流域、昭和 26 年（1951 年）から寒河江川流域、昭和 37 年（1962 年）から角川流域、昭和 53 年（1978 年）から鮭川流域を追加し、砂防堰堤や溪流保全工等の施設整備を実施している。	・砂防事業を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>地すべり対策事業については、平成 21 年（2009 年）から月山地区の直轄事業に着手し、集水井や排水トンネル工など施設整備を実施している。</p>	
30	<p>河川水の利用については、農業用水として、約 124, 100ha に及ぶ耕地のかんがい<sup>あさひ</sup>に利用され、水力発電として、大正 3 年に建設された旭<sup>あさひ</sup>発電所を始めとする 22 箇所の発電所により総最大出力約 202, 700kW の電力供給が行われ、水道用水として、大正 2 年の山形市を始めとして 11 市 15 町に対して供給が行われ、工業用水として、酒田臨海工業団地等に対して供給が行われている。</p>	<p>河川水の利用については、農業用水として日本でも有数の穀倉地帯である庄内平野の水田等約 112, 800ha に及ぶ耕地のかんがい<sup>あさひ</sup>に利用されている。また、水力発電として大正 3 年（1914 年）に建設された旭<sup>あさひ</sup>発電所を始めとする 44 箇所の発電所（39 件）により総最大出力約 252, 400kW の電力供給が行われ、水道用水（17 件）として大正 2 年（1913 年）の山形市を始めとして 11 市 13 町に対して供給が行われ、工業用水として酒田臨海工業団地等に対して供給が行われている。</p> <p>過去 65 年間（昭和 34 年（1959 年）から令和 5 年（2023 年））において、高屋<sup>たかや</sup>地点における 10 年に 1 回程度の渇水流量は 59. 98m<sup>3</sup>/s である。</p> <p>最上川水系では、流域全土にわたり深刻な被害をもたらした昭和 48 年（1973 年）をはじめ、昭和 53 年（1978 年）、昭和 60 年（1985 年）等に渇水が発生し、農作物、都市用水、経済活動等に影響を及ぼしている。</p> <p>近年においては、平成 27 年（2015 年）、平成 30 年（2018 年）、令和 7 年（2025 年）は、夏期の小雨化傾向から渇水状態となったが、平成 23 年に運用を開始した長井ダムのほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西暦の追記</li> <li>・ 表現の適正化</li> <li>・ 時点更新</li> <li>・ 渇水に関する内容を追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		既設ダムを適切に運用するとともに、水利使用者の相互の情報・意見交換を行うための「最上川水系渇水情報連絡協議会」を開催し、被害の軽減に努めている。	
31		水質については、最上川で河口から上流まで A 類型、鮭川で AA 類型、須川で B 類型に指定されており、各河川とも近年は環境基準値を満足している。湖沼では国が管理する寒河江ダム、長井ダム、白川ダムが A 類型に指定されており、いずれも環境基準値を満足している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 から移動</li> <li>・ 水質に関する内容を追記</li> </ul>
32		<p>河川の利用については、舟運が江戸時代初期から明治の中期まで栄え、その文化は、最上川舟唄にも歌われる「碁点・三ヶ瀬・隼」の舟下り三難所として現代まで受け継がれている。現在は最上峡の舟下りや五百川峡谷でのカヌーなど、観光やレジャーによる水面利用が盛んである。</p> <p>最上川の高水敷には、運動広場・公園等が整備され、スポーツ・伝統行事等に利用されている。特に秋の風物詩であり県民の恒例行事である芋煮会が行われるなど、地域の交流の場として賑わいを見せている。また、散策等で利用されているほか、水辺の楽校や、子供達が川を通して自然学習を体験できる水辺が整備されている。</p> <p>最上川では、流域の市町村と連携し、各地域が有している景観・歴史・文化等の活性化につながる地域づくりのため、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 から移動</li> <li>・ 具体的な河川利用について追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>「かわまちづくり支援制度」等によるまちと水辺が融合した良好な景観形成を推進している。河北町<sup>かほくちょう</sup>かわまちづくりでは町の計画において最上川を「水辺空間スポーツレクリエーションゾーン」として位置づけて整備を行い、カヌーを中心に活用されている。清川地区かわまちづくりでは坂路を設置して水辺へ安全に近づけるようにし、最上川を身近に感じられる河川空間を整備した。また、地域コミュニティの再生と、交流人口の拡大による地区の活性化を目指し、管理用通路や高水敷の整備により「月山龍神マラソン」等の新たなイベント等が企画・実施され、地域の活性化に寄与している。長井地区かわまちづくりでは水辺と一体となった良好な空間を創出するとともに、水辺の活用による地域活性化を推進し、親水護岸やフットパス等の整備により、まち歩きやイベント等に活用され、平成 30 年度（2018 年度）に「かわまち大賞」を受賞している。</p>	
33		<p>その他、河川協力団体等により多くの住民が参加する河川を軸とした地域づくり活動や河川をフィールドとした河川愛護活動、河川清掃、環境学習等が各地で行われており、地域住民の憩いや交流の場として、様々な形で密接に関わっている。</p>	<p>・地域連携を追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
34	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
35	<p>最上川水系では、洪水から貴重な生命・財産を守り安全で安心できる地域を作る治水、全国的に有名な庄内平野を代表とする穀倉地帯へのかんがい用水や生活用水等を安定供給する利水、そして多様な動植物の生息・生育環境を提供し、うるおいとやすらぎの水辺を有する豊かな環境のバランスのとれた保全と利用を行う。そのためには、最上川の姿を良く知り、流域との連携を図り、地域の人々の意見を十分に踏まえるものとする。</p>	<p>最上川水系は一つの県で源流から河口まで流れる河川で、その流域は山形県の県土面積の約 8 割を占めており、内陸及び庄内地方における社会・経済・文化の基盤をなすとともに、自然環境に優れており、山形県の「母なる川」として深く県民に愛されている。また、古くから重要な交通路として利用され、江戸時代には舟運が発達し、経済の大動脈として大きな役割を果たした。物資輸送とともに文化交流も進み、河口部の酒田港をはじめ各地に大規模な河岸や船着場が形成され、現在の都市発展の礎となってきた。さらに、上流の米沢盆地、中流の山形盆地、下流の庄内平野は何れも屈指の穀倉地帯となっているほか、沿川には各地の中心都市が形成され、地域の社会・経済・文化の基盤を支える重要な河川であり、流域内には、山形新幹線や奥羽本線、東北中央自動車道、国道 13 号等の地域の産業を支える交通網が存在するなど重要な地域を抱えている。このため、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保する。</p> <p>これまでに、白川ダム、寒河江ダム、長井ダム、大久保遊水地による洪水調節や河道の整備などの治水対策が実施されてきており、これらを活かしつつ、気候変動による降雨量の増加に対して、水系全体の治水安全度を向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響を考慮する観点での修正</li> <li>・利水・環境の追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>また、人々の生活を支える農業用水や都市用水等を安定的に供給し、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全・創出するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指す。これらのため、関係機関や流域住民と連携・調整を図りながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。</p>	
36		<p>想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、あらゆる洪水に対し、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川整備等を行う。また、集水域と氾濫域を含む流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、上下流の関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組の支援を行う。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、最上川水系の流域特性を踏まえ、洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた対策を講じるとともに、流域全体で水災害リスクを低減するよう、本支川及び上下流のバランスや沿川の土地利用の将来像を見据えた貯留・遊水機能を確保し、それぞれの地域で安</p>	<p>・流域治水の観点を追記</p> <p>・59 から移動</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		全度の向上・確保を図ることで、水系として一貫した河川整備を行う。	
37		そのため、大臣及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において市町村等と行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。	・関係機関と連携した推進について明記
38		加えて、地域住民との合意形成の下、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保や市町村等による土地利用規制、立地の誘導等と特定都市河川浸水被害対策法に基づく措置との調整を図り、関係機関と連携し、流域治水の深化を図る。	・特定都市河川について追記
39		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行う。また、温暖化による流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量、流況、河床や汀線等の変化、生態系、流況及び水利用、河口や海岸などの環境への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響に関するモニタリングの追記 ・官学が連携した温暖化の影響等の予測技術の向上を追記
40	本水系は、米沢市、長井市、山形市、新庄市、酒田市などの主要都市を多く抱える重要地域を流れているため、水害発生の状況、河川利用の現況、流域の文化及び自然環境の保全	併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携	・人材育成の観点を追記 ・75 から移動、

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>等を考慮し、東北地方開発促進計画、庄内及び置賜地方拠点都市地域基本計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	<p>し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成に努める。</p> <p>さらに、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環境教育や防災教育の取組を継続するとともに、ダムのインフラツーリズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努める。</p> <p>このような考えのもとに、水源から河口まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。実施にあたっては、河川整備の現状、森林・農地等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の状況（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の変化に即応するよう都市計画や環境基本計画等との調整を図り、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮する。</p> <p>また、水のもたらず恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水</p>	<p>水循環の追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	
41		河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全・創出の観点から、地域の活性化やにぎわいの創出に配慮しつつ、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて、継続的・順応的に適宜見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 76 から移動</li> <li>・ 表現の適正化</li> </ul>
42		<p>総合的な土砂管理については、治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえ、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。</p> <p>このため、斜面崩壊やダム貯水池での異常堆砂、河床での過剰な堆積・洗掘傾向、濁水等による生態系への影響、砂州の樹林化、濘筋の固定化、海岸の侵食など、流域内の土砂移動と密接に関わる課題に対し、国・県・市町村等のあらゆる主体との協働で、流域の土砂移動に関する調査・研究に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合土砂に関する記載を追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>また、水系内の土砂収支、ダム下流の河川環境、河道の流下能力を把握するとともに、それらの状況を総合的に勘案して、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤等の整備、ダムの堆砂対策、河川生態系の保全、河道の維持、海岸の保全に向けた土砂移動の確保等に取り組むほか、ダム貯水池や河道の掘削等で発生する土砂については、国・県・市町村等が連携し、中長期的な発生見込みや活用箇所などを共有・協議し、流域全体での土砂融通に努める。</p> <p>なお、気候変動による降水量の増加等により、流域内土砂生産の変化の可能性もあることから、水系全体のモニタリングを継続し、官学連携して気候変動の影響把握と土砂生産の予測技術向上に努め、必要に応じて対策を実施する。</p>	
43		（ア）災害の発生の防止又は軽減	・ 項目の追加
44	<p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、計画的に上流域に洪水調節施設を建設し、下流の洪水の軽減を図るとともに、堤防の新設、拡築及び河道掘削により河積を増大し、護岸等を施工して、洪水の安全な流下を図る。さらに、河口部については砂州堆砂を抑制するための対策を実施するとともに、各河川沿岸の低地地域において内水対策を実施し、安全度の向上を図る。</p>	<p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の土地利用等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表現の適正化</li> <li>・ 一部 57 へ移動</li> </ul>
45		<p>これらの方針に沿って、堤防整備及び河道掘削等により河積を増大させるとともに、必要に応じて護岸の整備、堤防の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本高水に対する洪水防</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		安全性確保のための強化、施設管理者等と連携した流域内の既存洪水調節施設等の最大限の活用、及び基準地点上流等における新たな貯留・遊水機能の確保による治水機能の増強を行い、これら洪水防御のための河川整備等により、基本高水を安全に流下させる。	御について記述
46		<p>河道掘削等による河積の増大にあたっては、上下流一律で画一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や冠水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。さらに、河川的作用による変化等をモニタリングし、順応的な対応を行う。</p> <p>また、本川のみならず支川も含めた洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施するとともに、洪水時の迅速な河川情報の収集と提供に努める。</p> <p>なお、洪水の流下阻害の一因となっている橋梁等の横断工作物については、関係機関と調整・連携を図りながら必要な対策を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時の河川情報の収集・提供に関する記述を追記</li> </ul>
47		<p>貯留・遊水機能の確保など洪水調節機能の強化にあたっては、沿川の営農など土地利用の将来像を踏まえ、農業関連事業との連携を推進するとともに、ネイチャーポジティブに配慮するなど環境の保全・創出を図る。</p> <p>さらに、気象予測の情報技術の進展や、水文観測・流出解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節機能の強化について記述</li> <li>・業務効率化にむけた DX 推進に</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成11年12月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		析の精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用を図る。併せて、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携により、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施にあたっては、施設管理上の負担が過度とならないよう、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進する。	関する記述を追記 ・農業関連事業との連携に関する内容について追記
48		段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生することを想定し、基本高水に加え発生が予測される降雨パターンをアンサンブル予測降雨データ等も活用しながら可能な限り考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じて、関係機関との連絡調整を図る。	・気候変動により発生が予想される降雨分布への対応の記載
49	これらに当たって、地震防災を図るため、堤防強化等を実施する。これらに加えて、整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても、できるだけ被害を軽減するため、必要に応じ堤防強化等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水に対しても、極力被害の拡大を防ぐよう配慮す	想定最大規模を含めた基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国・山形県・流域市町村・流域内の企業や住民等、あら	・表現の適正化

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>る。さらに、ハザードマップ等の提供、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。</p>	<p>ゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策にあたっては、低中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定など、多段階のハザード情報を活用していく。また、広域的に観測障害が生じる場合にも備え、観測機器の多重化、冗長化を進める。</p>	
50		<p>氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の市街化・開発など土地利用の変化に伴う流出特性・流下特性の変化や雨水貯留等の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況や「田んぼダム」の取組状況等を把握するとともに、治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進める。また、気候変動による影響の顕在化の状況や基本高水を上回る洪水が起こり得ることも踏まえ、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。</p> <p>また、被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水を想定した多段階のハザード情報を提供するとともに、流域の市町村や県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特徴、人口動態等を理解し、土地利用計画や都市計画</p>	<p>・関係機関や地域住民との連携する内容について追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		等を通じ、流域の水災害リスクに応じた立地適正化や土地利用規制等により、被害対象を計画的に減少させることで、持続的で水害に強い地域づくりがなされるよう技術的支援を行う。	
51		<p>洪水、津波、高潮、土砂災害等及びこれらの複合による被害の軽減、早期復旧・復興のため、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムライン等の作成・改良を促進するとともに、地域住民等への周知や防災訓練での活用を図り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、平常時から防災意識を向上するとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進する。</p> <p>さらに、既往洪水の実績や隣接する他河川の洪水時の影響等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実や、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。また、災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助の精神の下、市町村長による避難指示等の適切な発令や、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な</p>	・災害時の河川情報の収集・提供を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		応急活動の実施等を促進することで、地域防災力の強化を推進する。	
52		さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する啓発活動を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携した防災訓練等により、自主的な避難の実行性の確保に努める。	・災害時の河川情報の収集・提供を追記
53		<p>土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。</p> <p>対策の実施にあたっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。</p> <p>なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加</p>	・土砂洪水氾濫について追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。	
54		内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化を注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りつつ、流出抑制に向けて貯留浸透機能を確保する対策や、土地利用規制・立地の誘導等、自治体による内水被害の軽減に必要な対策を支援する。	・内水被害の軽減について追記
55		<p>河口砂州については堆砂を抑制するための対策を実施し、気候変動による海面水位の上昇への影響把握に努め、洪水の疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。</p> <p>河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。</p> <p>また、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施するとともに、河口部では、海岸管理者と連携</p>	・河口砂州、津波・対策に関する記載の追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>して、必要に応じて気候変動による影響を考慮し、津波・高潮を考慮した堤防を整備する。</p> <p>さらに、洪水・地震・津波・高潮防災のため、遠隔操作設備の整備、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達手段の多重化・冗長化、復旧活動等を目的とする防災拠点等の整備を行う。</p>	
56		<p>洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時等におけるきめ細かな巡視、点検の実施により河川管理施設及び河道の状況を的確に把握し、維持管理や補修、機能改善等を計画的に行うことで、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラによる監視の実施等、施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。さらに、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適切な運用を行う。併せて、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川・海岸管理者間の連携強化に努める。</p>	・河川管理施設に係る記述を追記
57		<p>河道内の樹木については、河積阻害の状況や橋梁等の構造物への影響など繁茂状況をモニタリングしながら、洪水の安全な流下を図るため、河川環境の保全・創出を図りつつ、計</p>	・樹木管理に係る記述を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		画的に伐採等を行い、適正な河道管理を実施する。また、河道における中州の発達や深掘れの進行等の状況についても、モニタリングを通じ、適切な河道管理を実施する。なお、河道管理にあたり、上流からの土砂や流木の流出・流下が重要であることから、砂防や治山に関する機関と連携を図るものとする。	
58		また、流域対策の実施状況や、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善に努める。	・気候変動を踏まえた記載を追記
59	支川及び本川上流区間については、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。		・一部 36 へ移動
60		(イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	・項目の追加
61	河川水の利用に関しては、諸用水の需要に対処するため、寒河江ダム等を完成させ、流水の正常な機能を維持し、河川環境の保全に努めてきた。今後も増大する都市用水及び農業用水等の安定供給を確保するため、水資源の開発及び広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。さらに、流水の正常な機能を維持しつつ、必要に応じ消流雪用水や環境用水の確保等に努める。また、渇水等の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関等と連	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、気候変動の影響による降雨量や降雪・融雪量、流況の変化等の把握及び関係者との共有に努めつつ、既設ダムの有効活用や連携を図り、新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。 また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間	・表現の適正化 ・気候変動の影響に係る記述を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	携を図る。	の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	
62		<b>（ウ）河川環境の整備と保全</b>	・項目の追加
63	<p>河川環境の整備と保全に関しては、「歴史を育み、未来を拓く、紅花の路最上川」をテーマに、母なる川をやすらぎと うおいあるオアシスとして、人と自然の豊かな触れ合いの 場を整備・保全するとともに、河川の水質を生態系の保全や 親水性が図られるよう維持する。また、舟運を始めとする河 川の利用に関する多様なニーズに配慮して、自然環境との調 和を図りつつ必要に応じて整備・保全を行う。さらに、流域 の人々のかけがえのない財産として、豊かな自然環境と良好 な景観の保全にも努めるとともに、河川整備にあたっては、 これらに配慮し、現有する生物の多様な生息・生育環境の保 全を図るため、多自然型川づくり等を推進する。</p>	<p>河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々 と最上川の歴史的・文化的な関わりを踏まえ、最上川の流れ が生み出す良好な河川景観を保全するとともに、動植物の多 様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出 を図り、豊かで貴重な自然環境及び良好な景観を次世代に継 承する。</p> <p>このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川空間 管理をはじめ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジ ティブの観点からも河川環境の整備と保全・創出が適切に行 われるよう目標を定め、河川工事等においては多自然川づく りを推進し、生態系ネットワークの形成に寄与する良好な河 川環境の保全・創出を図る。</p> <p>河川工事や維持管理により河川環境に影響を与える場合 には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、 良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化若しくは失 われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつて の良好な河川環境の再生・創出を図る。</p> <p>河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境 の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵や</p>	<p>・表現の適正化 ・生態系ネット ワークを追記 ・河川環境の保 全・創出の実施 に関する記載を 追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>ワンド・たまり、河岸、河畔林等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。持続可能で魅力ある地域づくりに資するよう、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら動植物の生活史全体を支える環境の確保を図る。</p>	
64		<p>最上川においては、治水対策として実施する河道掘削や貯留機能の確保等に際して、アユ・サケ等が生息・繁殖する瀬・淵やハクチョウ類・カモ類といった渡り鳥が飛来する国指定鳥獣保護区之最上川河川公園等の特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連続性を維持・確保する。</p> <p>また、治水対策として実施する河道掘削や貯留機能の確保等に際して、アユ等が生息・繁殖する瀬・淵やハクチョウ類・カモ類といった渡り鳥の集団越冬地（餌場）となる低・中葦草地を生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラとして保全・創出する。なお、生態系ネットワークの形</p>	<p>・生態系ネットワークについて 追記</p>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>成にあたっては、関係機関との連携により、水田・森林・ため池・遊水地など流域全体における自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する取組を推進する。</p> <p>さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。</p>	
65		<p>最上川水系の上流域では、絶滅危惧種のセグロセキレイやイカルチドリが利用する自然裸地、オオヨシキリが繁殖する水生植物帯、ウグイ・カジカや絶滅危惧種のカワヤツメ等が生息・繁殖する瀬・淵、絶滅危惧種のカワタナゴや絶滅危惧種のスナゴカマツカ、ゴイサギが生息・繁殖するワンド・たまりの保全・創出を図る。</p>	・本川上流域の情報を追記
66		<p>中流域では、コチドリが繁殖する自然裸地、オオヨシキリやハタネズミが繁殖する水生植物帯、絶滅危惧種のスナゴカマツカが生息するワンド・たまり、アユが生息する瀬・淵、ウグイや絶滅危惧種のウケクチウグイ等が生息・繁殖する瀬・淵の保全・創出を図る。</p>	・本川中流域の情報を追記
67		<p>下流域では、絶滅危惧種のスナゴカマツカ等が生息・繁殖するワンド・たまり、オオヨシキリが繁殖する水生植物帯、絶滅危惧種のコアジサシやコチドリが繁殖する自然裸地、ハ</p>	・本川下流域の情報を追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成11年12月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		クチョウ類・カモ類の越冬地（餌場）となる低・中茎草地の保全・創出を図る。	
68		河口域では、オオヨシキリの繁殖地となっている広いヨシ原や、ハクチョウ類の集団越冬地、ハゼ類等の汽水性魚類が生息するワンド・たまりや多様な水際環境の保全・創出を図る。	・河口域の情報を追記
69		鮭川や須川などの最上川の支川では、オオヨシキリが繁殖する水生植物帯、アマサギが生息する低・中茎草地、カジカが生息・繁殖する瀬・淵の保全・創出を図る。	・支川の情報を追記
70		さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるとともに、特定外来生物の生息・生育が確認された場合には、在来種への影響を軽減できるよう、地域住民や関係機関と連携しながら外来種の分散・拡大の防止など適切な対応を行う。	・特定外来生物について追記
71	また、伝統行事・風習・祭等の活力のあるふるさとづくりや紅花の路として栄えた舟運・河岸の歴史文化の継承・醸成が図られるよう歴史的河岸景観の整備などに努める。	良好な景観の維持・形成については、伝統行事・風習・祭等の活力のあるふるさとづくりや、最上川を俳句に詠んだ松尾芭蕉をはじめ、多くの文化人も利用し、紅花の路としても栄えた舟運・河岸の歴史文化の継承・醸成が図られるよう歴史的河岸景観の保全・活用を図るとともに、沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、沿川自治体等の関連計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの空間としての水辺景観の形成を図る。	・景観の保全について追記

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
72		人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ、地域住民の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた最上川の恵みを活かしつつ、人を育む場としてこども、高齢者や障害者など誰もが安心して親しめるように、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、地域住民の利活用の場等の整備、保全を図る。また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映するなど、地域活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・人と河川との豊かなふれあいの確保について追記
73		水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関と連携・調整を行うとともに、地域住民とも連携しつつ、良好な水質の保全を図る。	・水質の保全について追記
74		河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観の保全・創出に十分に配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川空間の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・治水、利水、河川環境との調和について追記
75	さらに、健全な水循環系を構築するため、関係機関を始め流域全体で一体となって取り組んでいく。		・40へ移動

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
76	<p>河川の維持管理に関しては、最上川には豊富な自然が残されており、その一部は県立自然公園にも指定されていることから、環境調査等を今後も行き、維持管理に反映させる。また、最上川には、こうした貴重な自然や全国有数のハクチョウ類飛来地が存在する一方で、公園・運動広場や舟下りなど河川利用の期待の高い河川であることから、流域の自然環境・社会環境から見た地区特性との整合及び地域のニーズを踏まえた調整により適正な河川の空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。</p>		・ 41 へ移動
77	<p>最上川は地形的に多くの狭窄部を抱えており、これらの区間においては大洪水時に道路の寸断等が考えられるため、洪水時における河川巡視の強化及び迅速な河川情報の収集と提供に努めるほか、洪水流下の阻害となる河道内樹木や堆積土砂を適切に管理する。また、河川区域内の土地における土石の採取については、洗掘の防止や魚類等の生息環境の保全の観点から適切に管理する。</p>		・ 59 に同じ内容 記載のため削除
78	<p>最上川は多くの樋門、水門、排水機場等の河川管理施設を有することから、これらの施設を管理するにあたって操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図るとともに、常に</p>		・ 56 に同じ内容 記載のため削除

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	その機能が発揮できるように巡視・点検及び補修を行い、良好な状態に保全する。		
79	また、河川の維持管理には、流域の人々や地域との連携、協力が不可欠であるため、その体制づくりに努めるとともに河川美化、水質事故対応等に努める。		・ 76, 77 に同様の内容記載のため削除
80		また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については、地域との共有化に努める。	・ 環境や景観の情報収集について追記
81		さらに、川と流域が織り成す豊かな自然環境、風土・文化・歴史を踏まえ、沿川の自治体の地域計画と連携・調整を図りつつ、流域住民や団体とのつながりや、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民や河川を中心に活動する団体等と幅広く共有するほか、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、河川清掃、河川愛護活動など流域の住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等の支援の充実を図る。	・ 関係機関との連携について追記
82	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	

	最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
83	基本高水は、大正 2 年 8 月、昭和 19 年 7 月、昭和 42 年 8 月、昭和 44 年 8 月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点両羽橋 <sup>りょううばし</sup> において 9,000 m <sup>3</sup> /sec とし、このうち流域内の洪水調節施設により 1,000 m <sup>3</sup> /sec を調節して河道への配分流量 8,000 m <sup>3</sup> /sec とする。	基本高水は、昭和 42 年（1967 年）8 月、昭和 44 年（1969 年）8 月、令和元年（2019 年）10 月洪水、令和 2 年（2020 年）7 月、令和 6 年（2024 年）7 月等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点両羽橋においてはそのピーク流量を 10,000m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 1,400m <sup>3</sup> /s を調節して河道への配分流量 8,600m <sup>3</sup> /s とする。また、基準地点下野においては、そのピーク流量を 7,700m <sup>3</sup> /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 2,100m <sup>3</sup> /s を調節して河道への配分流量を 5,600 m <sup>3</sup> /s とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦追記</li> <li>・下野追加</li> <li>・基本高水のピーク流量等の変更</li> <li>・単位の修正</li> </ul>
84		<p>なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性の変化、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動を踏まえた記述を追記</li> </ul>

最上川水系河川整備基本方針（平成 11 年 12 月策定）		最上川水系河川整備基本方針（変更案）					変更理由				
85	基本高水のピーク流量等一覧表(単位：m <sup>3</sup> /sec)					基本高水のピーク流量等一覧表(単位：m <sup>3</sup> /s)					<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地点の変更</li> <li>・基本高水のピーク流量等の変更</li> <li>・単位の修正</li> </ul>
	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量	
	最上川	両羽橋	9,000	1,000	8,000	最上川	両羽橋	10,000	1,400	8,600	
					最上川	下野	7,700	2,100	5,600		
86	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					
87	<p>計画高水流量は、西大塚において 2,800 m<sup>3</sup>/sec とし、置賜白川等の支川を合わせて小出において 3,400 m<sup>3</sup>/sec とし、須川、寒河江川等の支川を合わせて下野において 5,600 m<sup>3</sup>/sec とし、さらに最上小国川、鮭川等の支川を合わせ、両羽橋において 8,000 m<sup>3</sup>/sec とし、河口まで同流量とする。</p>					<p>計画高水流量は、西大塚地点において 2,900m<sup>3</sup>/s とし、置賜白川等の支川からの流入量を合わせて小出地点において 3,400m<sup>3</sup>/s とし、須川、寒河江川等の支川からの流入量を合わせて基準地点下野において 5,600m<sup>3</sup>/s とし、さらに最上小国川、鮭川等の支川からの流入量を合わせ、基準地点両羽橋において 8,600m<sup>3</sup>/s とする。また、下流部の支川からの流入量を合わせ、河口において 8,900m<sup>3</sup>/s とする。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章追加</li> <li>基本高水のピーク流量等の変更</li> <li>・単位の修正</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 24 年 11 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
88	<p>最上川計画高水流量図 (単位：m<sup>3</sup>/sec)</p>	<p>最上川計画高水流量図(単位：m<sup>3</sup>/s)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本高水のピーク流量等の変更</li> <li>・単位の修正</li> </ul>
89	<p>(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p>	<p>(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p>	
90	<p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。</p>	<p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。</p> <p>計画高潮位については、海岸管理者と連携して、気候変動による平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に予測、評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動を踏まえた記述を追記</li> </ul>

	最上川水系河川整備基本方針（平成 24 年 11 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																
91	<p>主要地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口からの距離 (km)</th> <th>計画高水位 T. P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最上川</td> <td>西大塚</td> <td>185.5</td> <td>207.67</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>小出</td> <td>179.2</td> <td>197.04</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>下野</td> <td>114.5</td> <td>86.71</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>両羽橋</td> <td>5.0</td> <td>5.33</td> <td>710</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) T. P. (m) : 東京湾中等潮位</p>	河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	最上川	西大塚	185.5	207.67	150	小出	179.2	197.04	360	下野	114.5	86.71	500	両羽橋	5.0	5.33	710	<p>主要地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口からの距離 (km)</th> <th>計画高水位 T. P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">最上川</td> <td>西大塚</td> <td>185.5</td> <td>207.67</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>小出</td> <td>179.2</td> <td>197.03</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>下野</td> <td>114.5</td> <td>86.64</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>両羽橋</td> <td>5.0</td> <td>5.28</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>河口</td> <td>0.0</td> <td>1.86</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) T. P. (m) : 東京湾中等潮位</p>	河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	最上川	西大塚	185.5	207.67	210	小出	179.2	197.03	360	下野	114.5	86.64	500	両羽橋	5.0	5.28	710	河口	0.0	1.86	430	<p>・測地系変更による修正</p>
	河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																																														
最上川	西大塚	185.5	207.67	150																																															
	小出	179.2	197.04	360																																															
	下野	114.5	86.71	500																																															
	両羽橋	5.0	5.33	710																																															
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																																															
最上川	西大塚	185.5	207.67	210																																															
	小出	179.2	197.03	360																																															
	下野	114.5	86.64	500																																															
	両羽橋	5.0	5.28	710																																															
	河口	0.0	1.86	430																																															
92	<p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p>	<p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p>																																																	
93	<p><sup>たかや</sup>高屋地点から下流における既得水利としては、農業用水として 28.2 m<sup>3</sup>/sec、水道用水として 0.6 m<sup>3</sup>/sec、工業用水として 1.2 m<sup>3</sup>/sec の合計約 30.0 m<sup>3</sup>/sec の許可水利と農業用水として 0.2 m<sup>3</sup>/sec の慣行水利がある。</p>	<p>高屋地点から下流においては、農業用水として 27.1m<sup>3</sup>/s、水道用水として 0.3m<sup>3</sup>/s、工業用水として 0.9m<sup>3</sup>/s の合計約 28.3m<sup>3</sup>/s の既得水利がある。</p>	<p>・単位の修正 ・流量の修正</p>																																																
94	<p>これに対して高屋地点における過去 40 年間（昭和 33 年～平成 9 年）の平均渇水流量は約 82.9 m<sup>3</sup>/sec、平均低水流量は約 160.6 m<sup>3</sup>/sec である。</p>	<p>これに対して高屋地点における過去 66 年間（昭和 34 年（1959 年）から令和 6 年（2024 年））の平均渇水流量は約 94.6m<sup>3</sup>/s、平均低水流量は約 175.2m<sup>3</sup>/s である。</p>	<p>・西暦の追記 ・単位の修正 ・流量の修正</p>																																																

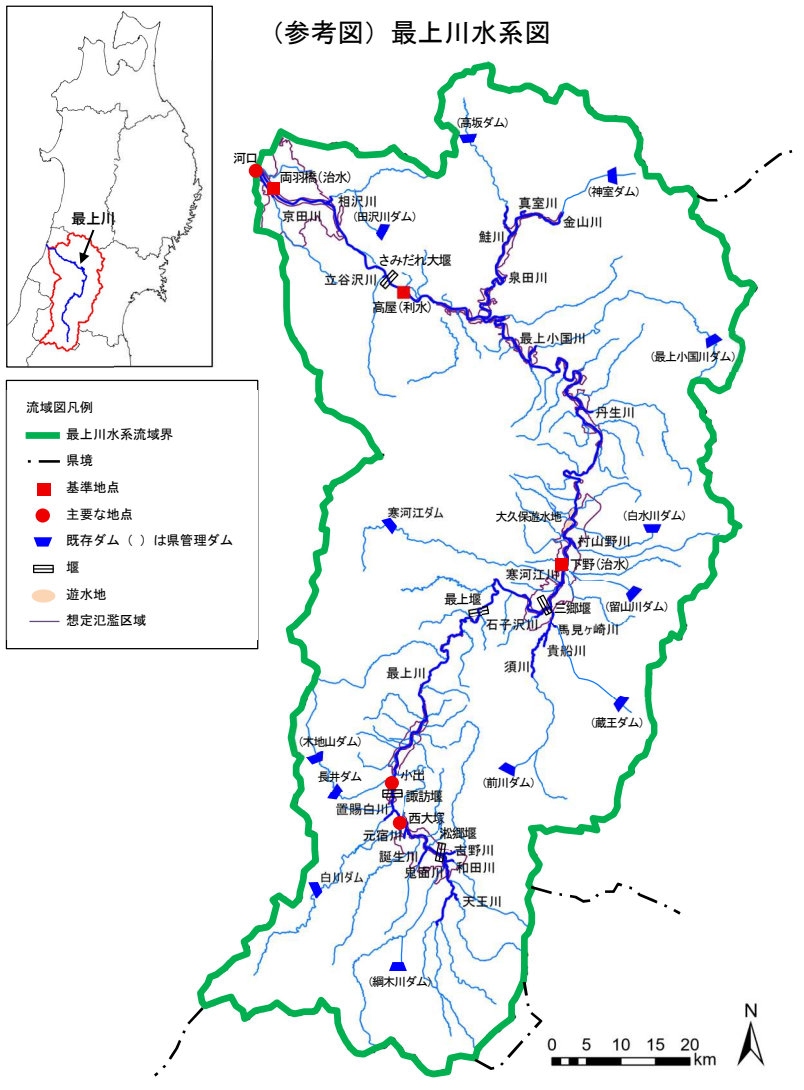
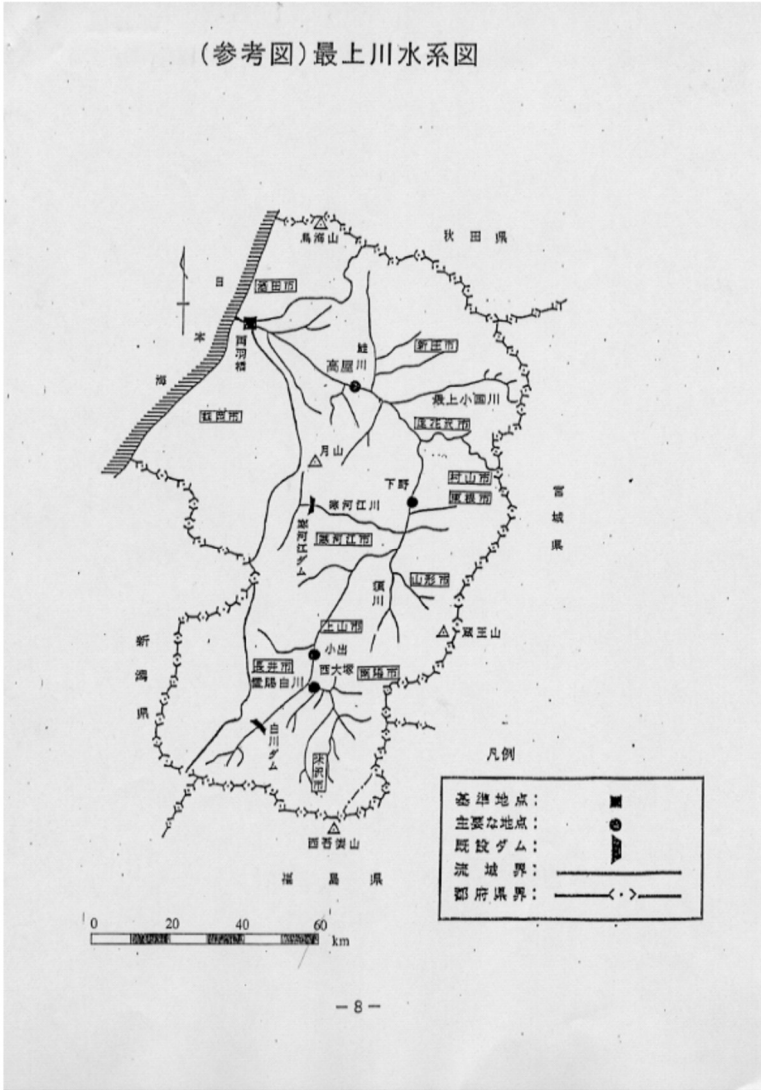
	最上川水系河川整備基本方針（平成 24 年 11 月策定）	最上川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																
95	高屋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、塩害の防止、動植物の保護・漁業等を考慮し、概ね 60 m <sup>3</sup> /sec とする。	流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、最上川の基準地点高屋においては、概ね 60m <sup>3</sup> /s とし、流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。	・表現の適正化 ・単位の修正																
96	なお、高屋地点下流の水利使用の変更に伴い、当該水量は増減するものである。	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量を含むため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	・表現の適正化																
97		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地点名</th> <th colspan="4">流況 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">統計期間と年数</th> <th rowspan="2">平均 低水 流量</th> <th rowspan="2">平均 渇水 流量</th> </tr> <tr> <th>期間</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高屋</td> <td>昭和 34 年 (1959 年) ～令和 6 年 (2024 年)</td> <td>66</td> <td>175. 2</td> <td>94. 6</td> </tr> </tbody> </table>	地点名	流況 (m <sup>3</sup> /s)				統計期間と年数		平均 低水 流量	平均 渇水 流量	期間	年数	高屋	昭和 34 年 (1959 年) ～令和 6 年 (2024 年)	66	175. 2	94. 6	・流況表追加
地点名	流況 (m <sup>3</sup> /s)																		
	統計期間と年数			平均 低水 流量	平均 渇水 流量														
	期間	年数																	
高屋	昭和 34 年 (1959 年) ～令和 6 年 (2024 年)	66	175. 2	94. 6															

最上川水系河川整備基本方針（平成24年11月策定）

最上川水系河川整備基本方針（変更案）

変更理由

98



- ・ 主要な地点、河口追加
- ・ 下野水位観測所を基準地点化
- ・ 長井ダム完成